

沖縄県後期高齢者医療広域連合管理課資格グループ

◆資格の役割について◆

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の方が加入する制度です。65歳以上74歳未満で一定の障害があると広域連合が認めた方も制度に加入することができます。

現在の被保険者数は、令和7年2月末現在で161,747人です。前年比5,000人の増と令和3年9月以降増加傾向にあり、令和8年3月末には173,101人に達する見込みです。これら住民基本台帳データに基づいて、被保険者の状況を管理するのが資格の業務となります。

この管理された情報をもとに、保険料賦課、医療の給付、国庫金といった交付金等の作業が行われます。

資格グループでは、市町村と事務を分担しながら、被保険者の資格の取得・喪失及び、被保険者の負担区分判定、資格確認書等の発行に関する業務などを行っております。

※障害認定を受けようとする場合は、障害の状態を明らかにすることができる国民年金の年金証書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉保健手帳等の書類を添付する必要があります。

①標準システムにおける管理

■資格取得

年齢到達者及び新規取得者（75歳以上の県外及び海外からの転入者、障害認定者、75歳以上の生活保護停止・廃止となった方）に対して、資格確認書を交付します。

※暫定運用期間（令和8年7月末まで継続）は、マイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書を交付。

■資格喪失

死亡、県外及び海外転出、障害認定撤回、生活保護開始となった方の資格を喪失させます。

■資格変更

県内での転出入、県外での住所地特例施設への入所、同市町村内での転居、所得更正や世帯員の異動による負担割合の変更、住所や氏名変更など、被保険者の情報を最新の情報として登録・管理します。

■再交付

紛失や破損となった資格確認書を新たに作成し交付します。

■証（書）回収

資格の喪失や変更などで不要となった旧証（書）は回収します。

②月次処理等における資格の管理のための作業

- (1) 毎月初めに、被保険者の異動データを確認し、資格が正しく管理できるよう手続きなど、処理方法について市町村へ依頼します。
- (2) 毎月進達されてくる市町村で受付された各種申請書を正しく処理されているか確認して、被保険者情報を最新の状態にして管理しています。

③日次処理等における資格の管理のための作業

- (1) 市町村で発行された資格確認書が正しく発行されているか確認し、誤りがあれば修正及び資格確認書の差替えを依頼します。
- (2) 市町村から送信された住基の異動情報を確認し、正しく資格取得及び喪失がされるよう処理します。

④年次処理等における資格の管理のための作業

- (1) 7 月末で被保険者証又は資格確認書の有効期限が切れるため、6 月に所得の課税情報を市町村から提供していただき資格確認書等の一括発行を行います。
- (2) 一括発行された資格確認書等を印刷し、市町村の後期高齢者医療担当課から被保険者への郵送等を依頼します。

※令和 6 年 12 月 2 日より被保険者証の発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。
後期高齢者医療制度においては、暫定運用の継続により令和 8 年度の年次更新までの間、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を交付します。

⑤その他の主な業務

■市町村の作業ミス予防

システム操作に関する電話対応、システム操作マニュアルの提供、システム操作研修実施、市町村訪問指導を行っています。

■医療機関への告知

資格確認書切替等の告知などを周知するためポスターを作成し、県内の病院等に配布を行っています。

■被保険者への告知

資格確認書の切替の際に、リーフレットを被保険者に送付を行っています。

他にも細かく業務をみると・・・

■住基突合・資格突合

住基突合は 2 カ月に 1 回、市町村の住基データと広域の住基データが一致しているか確認する作業を行います。資格突合は毎月、住基データと被保険者情報（資格データ）が一致しているか確認する作業を行います。データが一致していなければ市町村に修正するようお願いしています。

基本的に広域は市町村の住基データを元に運用しているので、一致していなければいけません。

■負担区分判定

負担区分判定は、医療を受ける月初日の世帯状況と当該年度の市町村民税にかかる所得金額で判定を行います。

負担割合とは、被保険者が医療機関で診療を受ける場合等に窓口で支払う自己負担金の割合（以下、一部負担金）のことです。一部負担金の割合は課税所得の低い世帯で 1 割、一定以上の課税所得を有する世帯で 2 割、現役並みに課税所得を有する世帯で 3 割となります。具体的には、「後期高齢者医療制度のごあんない」P12・13 をご参照ください。

参考）被保険者の自己負担割合の人数内訳：1 割 1 1 8, 5 2 3 人、2 割 2 7, 4 8 0 人、3 割 1 5, 7 1 6 人（R7.2 末現在）

■基準収入額適用申請

一部負担金の負担割合が 3 割の方でも基準収入額適用の条件に該当する場合は、本人からの申請により 2 割（条件によっては 1 割）にすることができます。毎月の月次判定で候補者をリストアップし、市町村にて収入状況を確認の上、文書等通知をするようお願いしています。

また、基準収入額適用申請につきましては、令和 4 年 1 月 1 日改正省令の施行を受け、市町村において被保険者の収入が確認できる場合において被保険者の申請によらず職権で処理することが可能となっています。

⑥発行する証（書）

後期高齢者医療では、以下の 2 つの証（書）を管理しています。

たとえば、資格確認書は、資格取得日、被保険者番号、発効期日、一部負担金の割合などが記載されています。記載内容に変更があるときは、新たな資格確認書の交付を行っています。

(1) 資格確認書

（対象：被保険者全て ※暫定運用期間中）

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 令和 7 年 7 月 3 1 日	
交付年月日 令和 6 年 1 2 月 2 日	
被保険者番号 0 3 1 3 3 7 4 1	
被 保 険 者	住 所 うるま市石川石崎 1 丁目 1 番 1 号 うるま市石川出張所（旧石川市役所）3 階後期高齢医療広域連合
	氏 名 後期高齢 保険沖太郎 性 別 男
生年月日 昭和 2 3 年 1 月 1 日	
資格取得年月日 令和 5 年 1 月 1 日	
負担割合 1 割	
発効期日 令和 5 年 1 月 1 日	
限度区分 区Ⅱ	
発効期日 令和 6 年 1 0 月 1 日	
長期入院該当日 令和 6 年 1 1 月 1 日	
特定疾病区分 区分 A	
発効期日 令和 6 年 1 0 月 1 日	
保険者番号 並びに保険者の名称及び印 3 9 4 7 2 1 3 9 沖縄県後期高齢者医療広域連合 公印	

(1) 資格確認書（桃色）

(2) 特定疾病療養受領証

(対象：特定疾病にかかった被保険者)

<特定疾病>

1. 人工腎臓を実施している慢性腎不全
2. 血漿分画製剤を投与している先天性
血液凝固因子障害の一部
3. 血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症

後期高齢者医療特定疾病療養受領証	
交付年月日 令和3年4月1日	
認定疾病名	人口腎臓を実施している慢性腎不全
被保険者番号	01234567
被 保 険 者 名	住 所 うるま市石川石崎1丁目1番3階
氏 名	後期 太郎
生年月日	昭和20年4月1日
発 効 期 日	令和3年4月1日
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印	印

(2) 特定疾病療養受領証 (灰色)

自己負担割合の判定（演習問題）

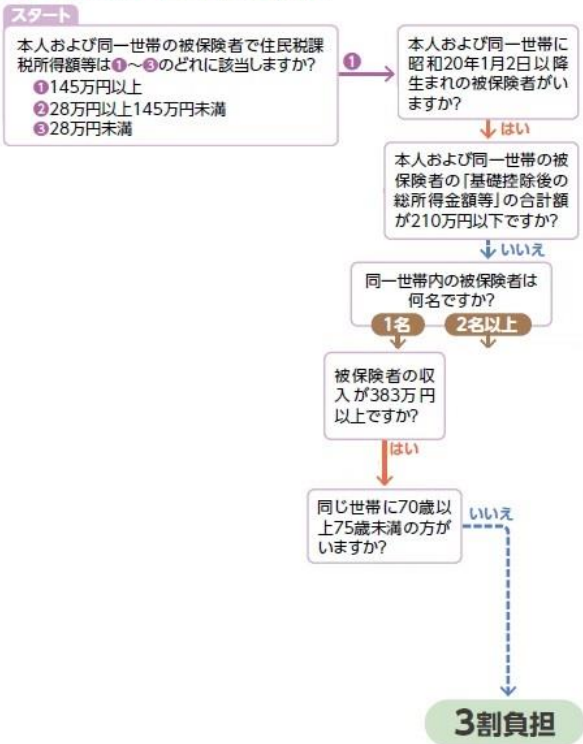
例 1）世帯 A（一人世帯）

- 氏名：資格 一郎（被保険者）
- 年齢：79 歳（S21 年 1 月 1 日生）
- 住民税：課税
- 住民税課税所得額：150 万円
- 基礎控除後の総所得金額等：250 万円
- 年金収入額：403 万円
- その他所得：0 万円
- その他収入：0 万円

何割負担になりますか？

⇒ 3 割

自己負担割合の判定の流れ



注1) 被保険者とは、後期高齢者医療の被保険者のことです。
注2) 収入とは、年金でいえば公的年金等の源泉徴収票などの「支払金額」欄の金額、営業の場合は「売上」、不動産の場合は家賃等の「総収入金額」、株の譲渡の場合は「売却価額」等の合計金額を指します。

13

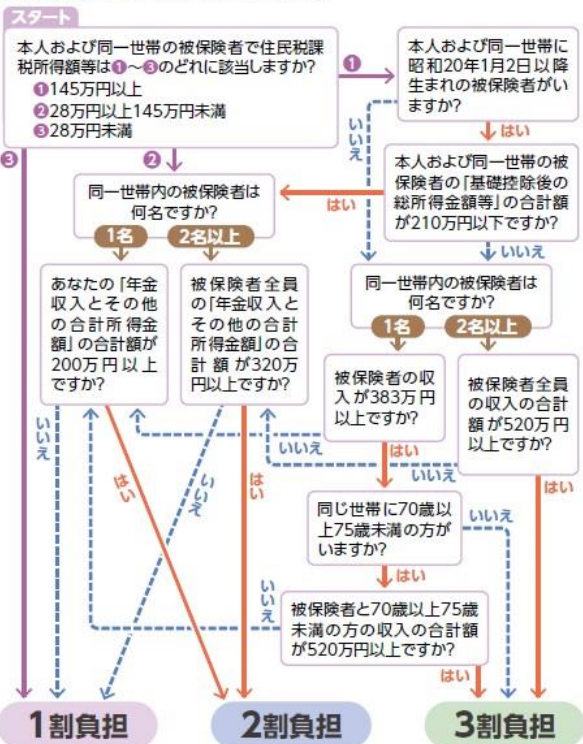
問 1）世帯 A（一人世帯）

- 氏名：資格 二郎（被保険者）
- 年齢：79 歳（S21 年 2 月 1 日生）
- 住民税：非課税
- 住民税課税所得額：0 万円
- 基礎控除後の総所得金額等：0 万円
- 年金収入額：80 万円
- その他所得：0 万円
- その他収入：0 万円

何割負担になりますか？

⇒ 割

自己負担割合の判定の流れ



注1) 被保険者とは、後期高齢者医療の被保険者のことです。
注2) 収入とは、年金でいえば公的年金等の源泉徴収票などの「支払金額」欄の金額、営業の場合は「売上」、不動産の場合は家賃等の「総収入金額」、株の譲渡の場合は「売却価額」等の合計金額を指します。

13

問2) 世帯B (二人世帯)

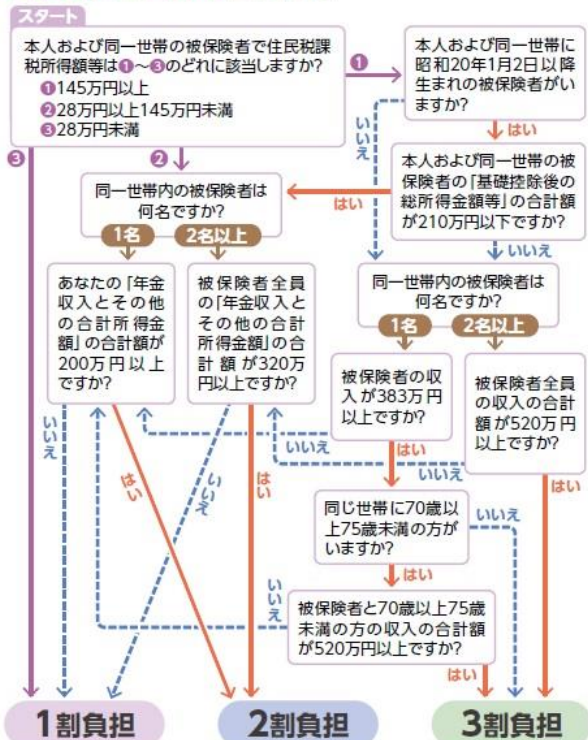
- 氏名：沖縄 二郎 (被保険者)
- 年齢：87歳 (S13年4月1日生)
- 住民税：課税
- 住民税課税所得額：200万円
- 基礎控除後の総所得金額等：250万円
- 年金収入額：0万円
- その他所得：293万円
- その他収入：350万円

- 氏名：沖縄 花子 (被保険者)
- 年齢：82歳 (S18年3月1日生)
- 住民税：課税 (所得割 + 均等割)
- 住民税課税所得額：100万円
- 基礎控除後の総所得金額等：110万円
- 年金収入額：0万円
- その他所得：153万円
- その他収入：160万円

何割負担になりますか？

⇒ 割

自己負担割合の判定の流れ



注1) 被保険者とは、後期高齢者医療の被保険者のことです。

注2) 収入とは、年金でいえば公的年金等の源泉徴収票などの「支払金額」欄の金額、営業の場合は「売上」、不動産の場合は家賃等の「総収入金額」、株の譲渡の場合は「売却価額」等の合計金額を指します。

13

問3) 世帯C (二人世帯)

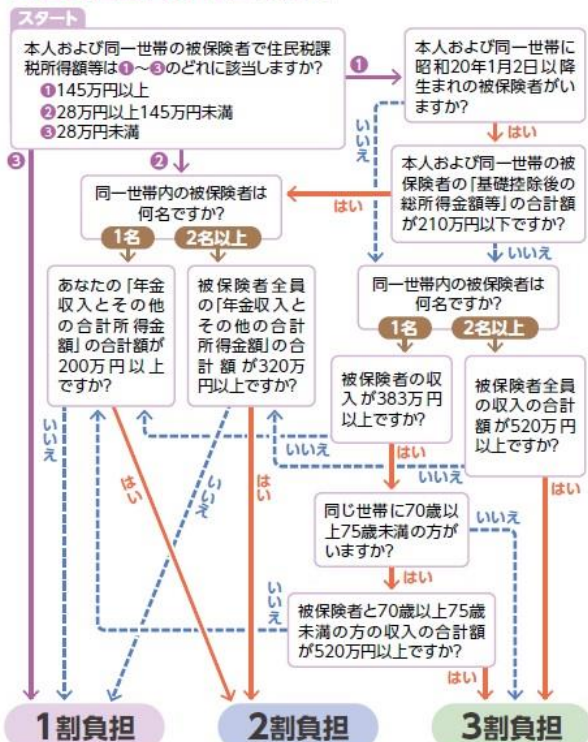
- 氏名：沖縄 三郎 (被保険者)
- 年齢：82歳 (S17年12月1日生)
- 住民税：課税
- 住民税課税所得額：150万円
- 基礎控除後の総所得金額等：247万円
- 年金収入額：400万円
- その他所得：0万円
- その他収入：0万円

- 氏名：沖縄 山子 (被保険者ではない)
- 年齢：74歳 (S25年10月1日生)
- 住民税：課税
- 住民税課税所得額：40万円
- 基礎控除後の総所得金額等：57万円
- 年金収入額：0万円
- その他所得：100万円
- その他収入：130万円

何割負担になりますか？

⇒ 割

自己負担割合の判定の流れ



注1) 被保険者とは、後期高齢者医療の被保険者のことです。

注2) 収入とは、年金でいえば公的年金等の源泉徴収票などの「支払金額」欄の金額、営業の場合は「売上」、不動産の場合は家賃等の「総収入金額」、株の譲渡の場合は「売却価額」等の合計金額を指します。

13

自己負担割合の判定（演習問題） 回答

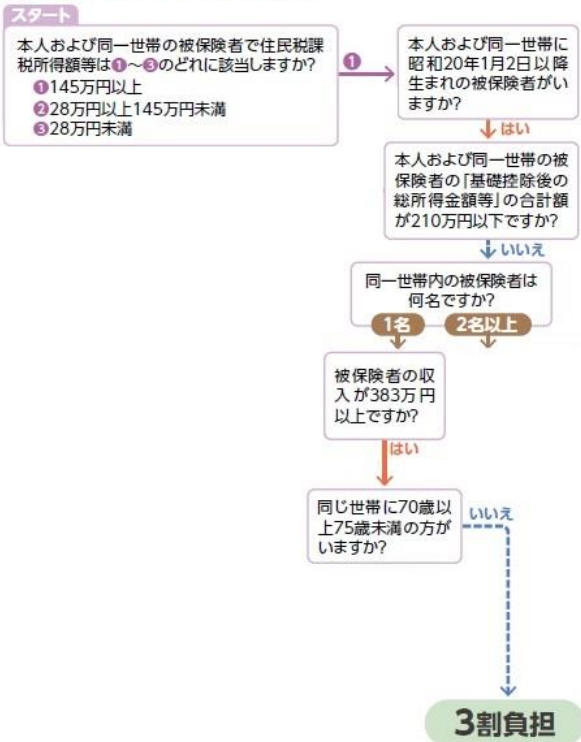
例 1）世帯 A（一人世帯）

- 氏名：資格 一郎（被保険者）
- 年齢：79 歳（S21 年 1 月 1 日生）
- 住民税：課税
- 住民税課税所得額：150 万円
- 基礎控除後の総所得金額等：250 万円
- 年金収入額：403 万円
- その他所得：0 万円
- その他収入：0 万円

何割負担になりますか？

⇒ 3 割

自己負担割合の判定の流れ



注1) 被保険者とは、後期高齢者医療の被保険者のことです。

注2) 収入とは、年金でいえば公的年金等の源泉徴収票などの「支払金額」欄の金額、営業の場合は「売上」、不動産の場合は家賃等の「総収入金額」、株の譲渡の場合は「売却価額」等の合計金額を指します。

13

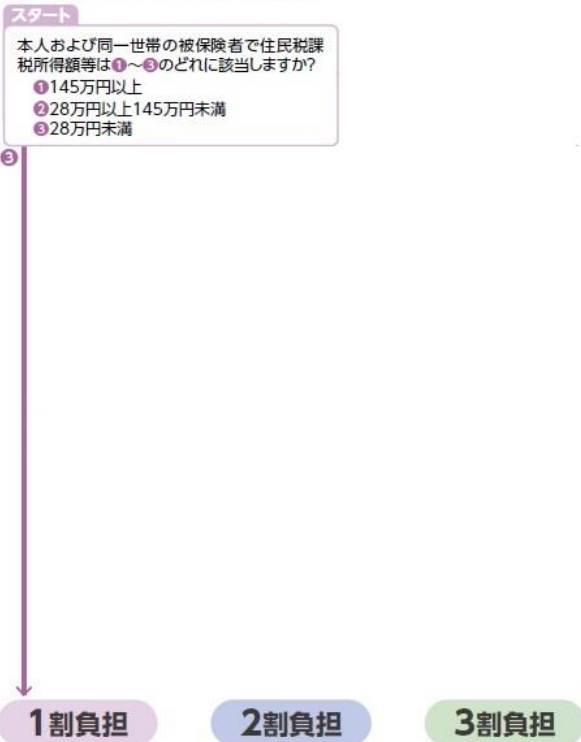
問 1）世帯 A（一人世帯）

- 氏名：資格 二郎（被保険者）
- 年齢：79 歳（S21 年 2 月 1 日生）
- 住民税：非課税
- 住民税課税所得額：0 万円
- 基礎控除後の総所得金額等：0 万円
- 年金収入額：80 万円
- その他所得：0 万円
- その他収入：0 万円

何割負担になりますか？

⇒ 1 割

自己負担割合の判定の流れ



注1) 被保険者とは、後期高齢者医療の被保険者のことです。

注2) 収入とは、年金でいえば公的年金等の源泉徴収票などの「支払金額」欄の金額、営業の場合は「売上」、不動産の場合は家賃等の「総収入金額」、株の譲渡の場合は「売却価額」等の合計金額を指します。

13

問2) 世帯B (二人世帯)

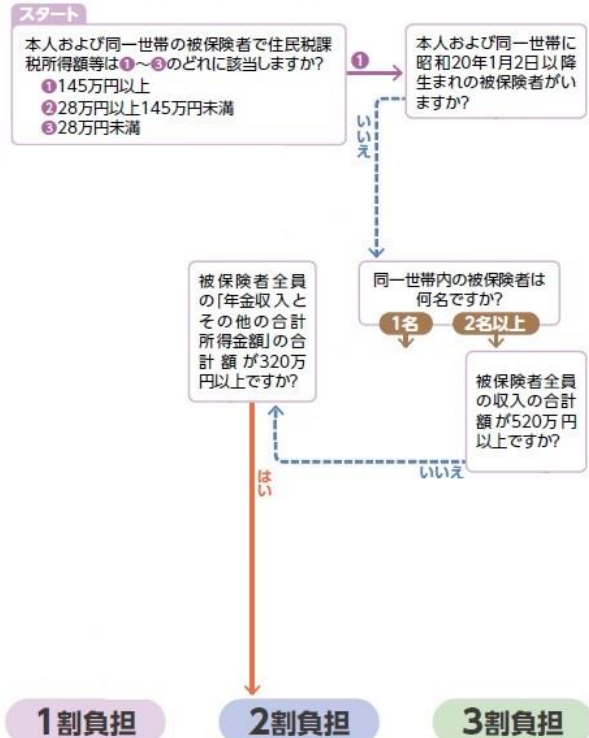
- 氏名：沖縄 二郎 (被保険者)
- 年齢：87歳 (S13年4月1日生)
- 住民税：課税
- 住民税課税所得額：200万円
- 基礎控除後の総所得金額等：250万円
- 年金収入額：0万円
- その他所得：293万円
- その他収入：350万円

- 氏名：沖縄 花子 (被保険者)
- 年齢：82歳 (S18年3月1日生)
- 住民税：課税 (所得割 + 均等割)
- 住民税課税所得額：100万円
- 基礎控除後の総所得金額等：110万円
- 年金収入額：0万円
- その他所得：153万円
- その他収入：160万円

何割負担になりますか？

⇒ 2 割

自己負担割合の判定の流れ



注1) 被保険者とは、後期高齢者医療の被保険者のことです。

注2) 収入とは、年金でいえば公的年金等の源泉徴収票などの「支払金額」欄の金額、営業の場合は「売上」、不動産の場合は家賃等の「総収入金額」、株の譲渡の場合は「売却価額」等の合計金額を指します。

13

問3) 世帯C (二人世帯)

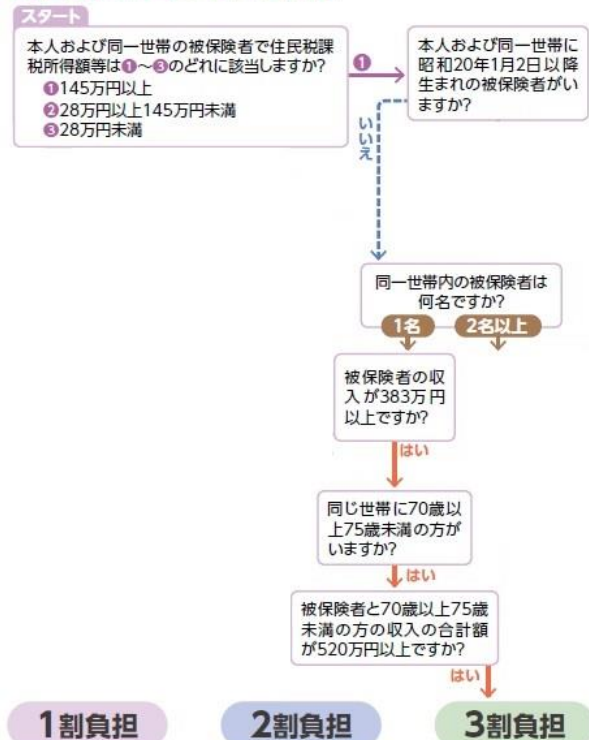
- 氏名：沖縄 三郎 (被保険者)
- 年齢：82歳 (S17年12月1日生)
- 住民税：課税
- 住民税課税所得額：150万円
- 基礎控除後の総所得金額等：247万円
- 年金収入額：400万円
- その他所得：0万円
- その他収入：0万円

- 氏名：沖縄 山子 (被保険者ではない)
- 年齢：74歳 (S25年10月1日生)
- 住民税：課税
- 住民税課税所得額：40万円
- 基礎控除後の総所得金額等：57万円
- 年金収入額：0万円
- その他所得：100万円
- その他収入：130万円

何割負担になりますか？

⇒ 3 割

自己負担割合の判定の流れ



注1) 被保険者とは、後期高齢者医療の被保険者のことです。

注2) 収入とは、年金でいえば公的年金等の源泉徴収票などの「支払金額」欄の金額、営業の場合は「売上」、不動産の場合は家賃等の「総収入金額」、株の譲渡の場合は「売却価額」等の合計金額を指します。

13